

# リチウムイオン蓄電池関係法令（抜粋）

## 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
- 三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

## 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）

第一条 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条第一項の電気用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。

別表第二 （第一条関係）

- 一 二 リチウムイオン蓄電池（単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。）

注）リチウムイオン蓄電池の「体積エネルギー密度」などの詳細については、  
通達（電気用品の範囲等の解釈について）Ⅲリチウムイオン蓄電池を参照。